

## 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会積立金設置規程

### (設 置)

第1条 県民の登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングの振興のため、[岩手県山岳協会登山・山岳スポーツ・スポーツクライミング振興基金]（以下、「登山振興等積立金」という。）を設置する。

### (積 立)

第2条 登山振興等積立金の種類は、理事会の議決で決める。

- (1) 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会財政調整積立金
- (2) 岩手山八合目避難小屋毛布基金
- (3) 東北総合体育大会山岳競技準備積立金

### (管 理)

第3条 登山振興等積立金は、特別会計を設置して、担当部で管理するものとする。

### (登山振興等積立金の充当事業)

第4条 登山振興等積立金は、次に掲げる事業に充当するものとする。

- (1) 一般社団法人岩手県山岳協会運営及び財政健全化対策興事業
- (2) 岩手山八合目避難小屋毛布更新事業
- (3) 東北総合体育大会山岳競技運営資金
- (4) その他、一般社団法人岩手県山岳協会の目的を達するための事業

### (登山振興等積立金の一部取りずし)

第5条 理事会の議決により前条の事業資金として、登山振興等積立金の一部を取りくずすことができる。

### (委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年8月7日から施行する。